

# 泉大津市シェアサイクル事業プロポーザル募集要項

## 1. 目的

本市では大阪・関西万博やその先のインバウンド需要等を見据えた地域の活性化や観光振興等に資する新たな交通システムの構築と日常的な使用等における市民の新たな交通手段として、シェアサイクルの有効性及び課題を検証するため、公共用地等を活用した実証実験を実施した。その結果、回遊性の向上等に寄与することや、市内における移動手段の選択肢の1つとしての役割となることが確認できた。

実証実験の結果を踏まえ、今後も期待できる利用ニーズがあるため、移動環境のさらなる向上を目的として、「泉大津市シェアサイクル事業」の本格運用を実施する。

## 2. プロポーザル要領

提案者を公募し、企画提案書の提出を受け、審査委員会でのプレゼンテーションを実施した上で、当該事業の履行に最も適した候補者を選定する。審査に当たっては、実績、運営能力及び事業計画内容等を勘案し、総合的な見地から判断する。

その後、交渉権者と協議の上、事業内容を精査し、協定書を締結して事業を実施する。

## 3. 事業概要

- (1) 事業名：泉大津市シェアサイクル事業
- (2) 事業内容：別添「泉大津市シェアサイクル事業仕様書」のとおり
- (3) 実施期間：令和7年（2025年）7月1日から令和12年（2030年）3月31日まで

## 4. 参加資格

プロポーザルの参加は、下記すべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 応募時点で次のいずれにも該当しない団体等であること
  - ① 次の各号に該当する者が代表者及び役員となっている団体等
    - ア 破産者で復権を得ない者
    - イ 法律行為を行う能力を有しない者
    - ウ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により手続き中である団体等
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「泉大津市暴力団排除条例施行規則」（平成24年規則第4号）第3条各号に該当する団体等
  - ④ 国税（法人税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を、滞納又は未申告である団体等
  - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体等
  - ⑥ 泉大津市入札参加者有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けている団体等

(3) これまでに同種の業務を1回以上実施した経験があること

## 5. 選定方法

- (1) 審査は、本市職員で構成される審査委員会において行う。
- (2) プロポーザル参加者は、本要項等に基づき、企画提案書等を提出し、プレゼンテーションを行う。
- (3) 提出資料及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査基準に基づき審査する。  
第一優先交渉権者は、各審査員の合計得点の最も高い参加者とする。
- (4) 第一優先交渉権者と事業内容等を協議し協定を締結する。これと締結に至らなかつた場合は、次点のプロポーザル参加者を交渉権者とする。
- (5) 企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、各審査員の合計得点が全体の60%に満たない場合は失格とする。

## 6. スケジュール

(1) 募集要項等の公表	令和7年4月30日（水）
(2) 参加申込開始	令和7年4月30日（水）
(3) 質問の受付期限	令和7年5月9日（金）
(4) 質問への回答	令和7年5月13日（火）
(5) 参加表明書の提出期限	令和7年5月16日（金）
(6) 参加資格審査結果の通知	令和7年5月20日（火）
(6) 企画提案書の提出期限	令和7年5月22日（木）正午まで
(7) プrezentation	令和7年5月27日（火）
(8) 審査結果通知	令和7年5月28日（水）以降
(9) 事業内容の精査・協議	令和7年6月初旬
(10) 協定の締結	令和7年6月中旬～下旬
(11) 本格運用開始	協定締結日以降

※上記日程に変更が生じた場合、応募者に通知する。

## 7. 参加手続き

- (1) 募集要項の公表
  - ① 日時：令和7年4月30日（水）から
  - ② 場所：泉大津市ホームページ
- (2) 質問の受付・回答
  - ① 受付日時：令和7年5月9日（金）午後5時まで
  - ② 受付方法：「質問書（様式2）」を事務局に電子メールにより提出  
件名は「プロポーザル質疑：会社名」と記載すること。
  - ③ 提出先：泉大津市市長公室地域経済課（詳細は「13.事務局」のとおり）
  - ④ 回答日時：令和7年5月13日（火）午後5時まで
  - ⑤ 回答方法：提出されたすべての質問及び回答は、市ホームページに掲載
- (3) 参加申込み
  - ① 日時：令和7年5月16日（金）午後5時まで
  - ② 提出書類：プロポーザル参加表明書（様式1）、会社概要及び業務実績を示す書類、納税証明書（複写可）  
業務実績については、類似業務の実績とその内容を記載すること（最大5件）  
国税については納税証明書（その3の3）、市税については泉大津市内に事業所を有する場合に泉大津市税の滞納がないことの証明書

③ 提出方法：事務局に持参又は郵送により提出。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の午前8時45分から午後5時までに限る。

郵送の場合は、5月16日（金）の消印まで有効とし、郵送後、電子メールにて発送した旨を事務局あてに連絡すること。

（4）企画提案書の提出

① 日時：令和7年5月22日（木）午後5時まで

② 提出書類：企画提案書等提出届（様式3）及び企画提案書

③ 提案内容：別添「泉大津市シェアサイクル事業仕様書」の内容を確認の上、次の事項について必ず提案に含めること。

ア 実施体制

本事業実施にあたっての体制、担当者、担当者の経歴、協力業者等

イ 事業計画

（ア）基本方針

本事業実施にあたっての基本的な考え方、持続可能性についての考え方

市の施策や特性に対する考え方

本事業を通じ本市の施策推進にどのように関わり、協力するか

（イ）システム

ステーションの位置・利用状況の確認、予約、解錠、借受、返却、料金、支払い等のシステム概要

システムに関する利便性・安全性の考え方・取組み

（ウ）料金体系

公共交通機関と同様の交通手段として利用するための料金設定・収受方法

（エ）設備

公共用地及び民間用地のサイクルステーション配置計画、サイクルステーションの仕様

自転車の仕様、配置計画、設備に関する利便性・安全性の考え方・取組み

（オ）管理

設備・システムのメンテナンス、自転車の再配置対応

管理に関する利便性・安全性の考え方・緊急対応への取組み、苦情・事故対応、個人情報の管理

（カ）データ

利用状況のデータの整理・分析・報告の内容と時期

ビッグデータの加工と活用について

（キ）改善・向上策

シェアサイクル実験結果報告書に記載された課題及び本運用に対する改善・向上の取組み

（ク）収益性

持続可能な事業収益の確保に向けた考え方・取組み

ウ 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の午前8時45分から午後5時までに限る。

エ 部数等

企画提案書等提出届（様式3）は代表印を押印したものを1部

企画提案書は7部

（※納税証明書については、原本1部のみ提出）

### (5) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げる場合は、「辞退届（様式4）」を5月22日（木）午後5時までに事務局に持参又は郵送により提出する。

## 8. プレゼンテーション

日時：令和7年5月27日（火）

場所：泉大津市役所内

詳細は、5月23日（金）までに参加者に通知。

注意事項：

- (1) 提出書類に基づきプレゼンテーションを行うこととする。
- (2) プrezentation時間は、30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）とする。
- (3) 使用する資料は、企画提案書に添付した資料のみとする。企画提案追加資料の提出は認めない。
- (4) プrezentationで動画やパワーポイント等を使用する場合は、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMIケーブル及びスクリーンは事務局が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器については、参加者が用意すること。
- (5) プrezentationは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。
- (6) プrezentationへの参加者は、事業者名を表示した名札等（会社バッヂを含む）の着用を禁止とし、会社名が特定できないよう配慮すること。

## 9. 審査結果通知

日時：令和7年5月28日（水）以降

方法：ホームページで公表すると共に全ての提案者に対し郵送にて通知。

## 10. 協定の締結

- (1) 交渉権者は、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、事業内容を確定し、「泉大津市シェアサイクル事業に関する協定書」を締結する。
- (2) 事業内容については、協議の結果、提案書から変更が生じことがある。

## 11. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とし、市から書面で通知する。

- (1) 「4. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合
- (2) 提出書類に評価に関わる虚偽の記載を行った場合
- (3) 期限までに必要な書類提出がない場合
- (4) プrezentation審査に欠席した場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7) 前各号に定めるものの他、信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

## 12. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査の内容等についての質問は受け付けない。
- (5) 提出された応募書類について、情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公

開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき取り扱うこととする。

**13. 事務局**

泉大津市市長公室地域経済課（泉大津市役所4階）

〒 595-8686 泉大津市東雲町9-12 TEL 0725-51-7651

E-mail [keizai@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:keizai@city.izumiotsu.osaka.jp)